

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年1月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所4階 全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

## 報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 8号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

## 農業委員出席委員 19名

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 野崎文夫 委員  | 2番 阿部眞佐雄 委員 |
| 3番 小川弘樹 委員  | 4番 渡邊勝夫 委員  |
| 5番 田邊敦子 委員  | 6番 三師満夫 委員  |
| 7番 五十嵐秀一 委員 | 8番 小林茂宏 委員  |
| 9番 坂井浩行 委員  | 10番 原田勝 委員  |
| 11番 渡邊一英 委員 | 12番 廣川哲也 委員 |
| 13番 清野秀作 委員 | 14番 佐藤秀樹 委員 |
| 15番 佐藤一富 委員 | 16番 藤田吉則 委員 |
| 17番 熊倉睦 委員  | 18番 田邊稔 委員  |
| 19番 佐藤裕雄 委員 |             |

農業委員欠席委員      なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長      阿 部 勝 峰  
経 営 基 盤 係 長      早 川      実

午前9時25分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席0名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

6番、三師満夫委員、13番、清野秀作委員を指名いたしますので、よろしく願い申します。

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号に議事参与の制限に該当する方がおりますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積1万971平米であります。

548番は、代官島地内ほかの農地6筆、5,816平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

549番は、代官島地内の農地5筆、5,155平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

21ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定42件、面積25万6,415.01平米、再設定3件、面積1万1,862平米、合計では45件、面積26万8,277.01平米であります。

それでは、戻りまして2ページの550番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

550番から573番までの24件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

550番は、小古瀬地内の農地2筆、1万591平米。

551番は、吉田地内の農地2筆、3,933平米。

552番は、井栗地内の農地1筆、1,857平米。

553番は、北潟地内の農地3筆、1万1,215平米。

554番は、次ページまで続きますが、馬場地内の農地27筆、1万2,071平米。

555番は、棚鱗地内の農地4筆、9,107平米。

556番は、上大浦地内の農地4筆、1,776平米。

557番は、上大浦地内の農地1筆、545平米。

558番は、荒沢地内の農地3筆、2,054平米。

6ページをお願いします。

559番は、荒沢地内の農地1筆、2,919平米。

560番は、落合地内の農地4筆、2,463平米。

561番は、新光地内ほかの農地20筆、1万8,711平米。

562番は、新光地内ほかの農地11筆、7,488平米。

8ページをお願いします。

563番は、嘉坪川地内ほかの農地22筆、2万2,871平米。

564番は、栗林地内の農地6筆、6,062平米。

565番は、曲渕三丁目地内の農地1筆、986平米。

566番は、曲渕三丁目地内の農地4筆、4,031平米。

10ページをお願いします。

567番は、曲渕三丁目地内の農地5筆、3,433平米。

568番は、諏訪一丁目地内ほかの農地8筆、5,795平米。

569番は、塚野目一丁目地内ほかの農地15筆、1万801平米。

570番は、代官島地内の農地6筆、6,122平米。

12ページをお願いします。

571番は、川通中町地内の農地2筆、4,315平米。

572番は、川通中町地内の農地1筆、596平米。

573番は、牛ヶ島地内の農地1筆、231平米。

以上24件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次のページ、574番から591番までの18件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

それでは、574番から順に御説明いたします。

574番は、東裏館三丁目地内ほかの農地5筆、5,467平米。

575番は、東大崎二丁目地内の農地1筆、1,705平米。

14ページをお願いします。

576番は、月岡地内の農地10筆、3,956平米。

577番は、鶴田一丁目地内ほかの農地11筆、1万2,450平米。

578番は、井栗地内ほかの農地6筆、6,144平米。

579番は、柳場新田地内の農地1筆、922平米。

580番は、柳沢地内の農地1筆、1,861平米。

16ページをお願いします。

581番は、柳沢地内の農地1筆、2,042平米。

582番は、下保内地内の農地3筆、6,575平米。

583番は、下保内地内の農地2筆、4,459平米。

584番は、金子新田地内の農地2筆、2,441平米。

585番は、長嶺地内の農地10筆、3,344平米。

18ページをお願いします。

586番は、吉田地内の農地1筆、3,070平米。

587番は、吉田地内の農地1筆、2,987平米。

588番は、前谷内地内の農地1筆、4,410平米。

589番は、前谷内地内の農地2筆、4,338平米。

590番は、前谷内地内ほかの農地11筆、2万4,035平米。

20ページをお願いします。

591番は、柳沢地内ほかの農地12筆、1万6,236平米。

以上18件は、新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

次の592番から594番までの3件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

なお、591番で利用権を設定するものが農地銀行の資料中、あっせん希望者に掲載されております。2月の総会までに削除するとともに、今後定期的に御本人の意向を確認するよう対応してまいります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、審議に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告をお願いいたします。

第1調査部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

改めまして、皆さんおはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果について御報告いたします。

第1調査部会では、1月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時10分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転2件、新規設定42件、再設定3件、合計件数47件、面積27万9,248.01平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の29件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする18件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

27ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定17件、面積10万6,442.01平米であります。

22ページにお戻りをいただき、1番から順に御説明いたします。

なお、議第2号参考といたしまして、昨年12月22日現在の借受け希望者リストを送付させていただいておりますので、併せて御覧をいただきたいと思います。

それでは、配分計画（案）を御説明いたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載し

ております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料、受け人の状況につきまして記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、東裏館三丁目地内ほかの農地5筆、5,467平米。

2番は、東大崎二丁目地内の農地1筆、1,705平米。

3番は、月岡地内の農地10筆、3,956平米。

4番は、鶴田一丁目地内のほかの農地4筆、2,737平米。

5番は、鶴田四丁目地内の農地5筆、5,909平米。

6番は、井栗地内ほかの農地6筆、6,144平米。

7番は、須戸新田地内の農地1筆、1,801平米。

24ページをお願いします。

8番は、須戸新田地内の農地1筆、2,003平米。

9番は、柳場新田地内の農地1筆、3,903平米。

10番は、柳沢地内の農地2筆、1,990平米。

11番は、下保内地内の農地5筆、1万1,034平米。

12番は、金子新田地内の農地1筆、1,090平米。

13番は、金子新田地内の農地1筆、1,351平米。

14番は、長嶺地内の農地10筆、3,344.01平米。

26ページをお願いします。

15番は、吉田地内の農地2筆、6,057平米。

16番は、前谷内地内ほかの農地14筆、3万2,783平米。

17番は、牛ヶ島地内ほかの農地12筆、1万6,236平米。

以上17件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定17件、面積10万6,442.01平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

28ページを御覧願います。今月の申請は4件で、合計面積6,308平米であります。

41番は、東大崎地内ほかの農地8筆、3,216平米を譲受人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

42番は、月岡一丁目地内の農地1筆、911平米を譲受人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

43番は、笹岡地内の農地2筆、108平米を譲受人の要望により、贈与により取得するものであります。

44番は、白山新田地内の農地1筆、2,073平米を同一世帯内で使用貸借権を設定するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長(11番渡邊一英委員)

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数4件、面積6,308平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

29ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積174平米であります。

21番は、計画変更のみの申請で、昭和57年12月13日付で、農地法第5条の許可を受けた矢田地内の農地2筆、174平米について、当初計画した住宅建設が不要となり、畑として利用していることから、事業計画変更の申請があったものです。

場所につきましては、大面小学校北東940メートル付近の土地であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数1件、面積174平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなどから、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）



それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

30ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積151.43平米であります。

10番は、上保内地内の農地5筆、151.43平米を通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR保内駅東側170メートル付近で、300メートル以内に駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、件数1件、面積151.43平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可とすることといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

31ページを御覧願います。今月の申請は6件で、合計面積3,760.14平米であります。

99番は、松ノ木町地内の農地1筆、297平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、農業体験交流センターサンファーム三条北側360メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

100番は、柳沢地内の農地1筆、65.14平米を使用貸借権の設定により、サンワコムシステムエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和3年5月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、新潟県立三条テクノスクール西側200メートル付近で、農振農用地区域内の農地ですが、工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

101番は、上保内地内の農地1筆、220平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR保内駅東側170メートル付近で、300メートル以内に駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

102番は、月岡一丁目地内の農地1筆、509平米を売買により取得し、店舗1棟、駐車場14台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校南西330メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

103番は、月岡一丁目地内の農地2筆、2,169平米を売買により取得し、宅地分譲地9区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、県立三条高校北西の隣接地で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

104番は、中野原地内の農地1筆、500平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり〇〇〇円です。場所につきましては、笹岡小学校東側20メートル付近で、中山間地等の小集団の低生産性農地であることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1 調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数6件、面積3,760.14平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。  
以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』御説明いたします。

今回、三条市長から意見照会のありました案件は、三条地区が重要変更2件、下田地区が重要変更1件の合計3件であります。

最初に、三条地区の重要変更について御説明いたします。

32ページを御覧願います。1番は、申請者、株式会社サンカの案件であります。位置につきましては、33ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、大宮新田284番ほか10筆、合計11筆で、登記地目は田及び雑種地、現況地目は田で、合計面積1万7,923平米であります。申請者は、申請地北側で産業用機器部品などの製造業を営む事業所があります。変更理由は、業績の伸びに伴い、現在の工場施設では生産力が不足するため、申請地に新たに工場建設及びこれに伴う倉庫を建設したいものであります。位置選定に当たり、既存施設周辺には必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設との一体性が図れ、周辺農地に影響の少ない既存施設南側の当該地を選定されたものであります。施設の概要は、工場1棟、倉庫2棟、駐車場及び調整池ほかとなっております。

2番は、申請者、株式会社野崎忠五郎商店の案件であります。位置につきましては、34

ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、柳川新田994番ほか4筆、合計5筆で、登記地目は田及び雑種地、現況地目は畑及び田で、合計面積5,463平米であります。申請者は、申請地南西、三条金属工業団地内で金属製品加工販売業を営む事業所であります。変更理由は、業績の伸びに伴い新たな取扱い品目の増加により、製品収納倉庫が不足するため、申請地に新たに倉庫2棟を建設したいものであります。位置選定に当たり、既存施設周辺には必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設との一体性が図れ、周辺農地に影響の少ない既存施設南側の当該地を選定されたものであります。施設概要は、倉庫2棟及び通路となっております。

次に、下田地区の重要変更について御説明いたします。

35ページを御覧願います。1番は、申請者、有限会社武石プラスチックの案件であります。位置につきましては、36ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、南中646番1で、登記地目は田、現況地目は畑、面積は202平米であります。申請者は、申請地北側隣接地でプラスチック製品製造業を営む事業所であります。変更理由は、受注の増加に伴い在庫保管スペースが不足するため、申請地に新たに倉庫1棟を建設したいものであります。位置選定に当たり、既存施設との一体性が図れ、周辺農地に影響の少ない既存施設南側の当該地を選定されたものであります。施設の概要は、倉庫1棟となっております。

以上、合計3件であります。説明を終わらせていただきます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区で件数2件、面積2万3,386平米、下田地区で件数1件、面積202平米、合計件数3件、合計面積2万3,588平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

清野委員。

13番（清野秀作委員）

13番、清野です。

先ほど説明がありました32、33ページのサンカさんの件ですけど、私の地元ですけど、過去に聞き逃したのか、私の知識不足なのかどうか分かりませんが、塚野目三貫地の

線の工業団地の入り口で、もう二、三年前ですから、左右にサンカさんができたんですけど、入って左側にサンカさんの今建物建っていますけど、そのほかまた埋め立てられて、事務局長さん替わりましたけど、清水局長さんのときは、そこ今埋め立てられたところが、建物が去年の夏までできなければ今の黒塗りの場所は認可下りないだろうという話だったんですけど、これが下りたのかどうか分かりませんが、この今の黒塗りの場所は、それをちょっと聞きたいんですけど。全然工事が進まなくて、夏明けたときで半年ぐらい全然進まなかったんですけど。それで、年明けて20日になったら、ばたっともう工場が建っているんですけど。何か変更があって突然建ったのかどうか分かりませんが。それ1点と、もう一つ、先回この1町8反ですか、変更があったんだろうか。全然形が違うんだよね。農道から2反の田んぼが5枚、3枚、1枚になっていますけど、こんな形じゃなかったんですけど、何か変更があったんでしょうか。その2点聞きたいんです。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（阿部事務局長）

前局長の清水局長が今計画している工場が建設されなければさらに南側に許可が下りないだろうという話をしていたということですが、現地確認する中では工場の建設工事がもう進んでおります。完成を待って許可するのか、工事がもう進んでいる状態なんで許可するのかという差はあるかと思うんですが、もう既に事業は進んでいる中で、さらに不足が見込まれるということで農振除外の申請が上がっているものと思っております。

あと、黒塗りの部分については、農林課から聞いている話は、その一番西側の階段状になっている一番狭い箇所、そこは階段状じゃなくて、四角い状態で、3反、3反、3反というような形できれいな形で買収はしたかったということなんですが、地権者の御意向で売買できないということで、その買えない部分の面積を一番東側に求めて階段状の計画になりましたという話は聞いております。

13番（清野秀作委員）

はい、分かりました。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

13番（清野秀作委員）

はい。

議長（野崎会長）

4番、渡邊委員。

4番（渡邊勝夫委員）

それだったら、前ののと今のと一緒に利用計画図か何かを出してもらえばもっと審議がうまくいくんじゃないかと。多分清水局長が言ったのは、その今つくっているのはばたばたつくってできたんですけど、今のをまた、これちょっと階段になると大分利用計画

変わるわね。ここきれいに整頓になればそういうことないんだらうけど。そういうのが今、今回は間に合わないけど、次もしあったときはそういうので一緒になった利用計画図出してもらえば、審議もつとうまくいくんじゃないかと私は思うんだけど。

議長（野崎会長）

今、渡邊委員さんが言われたことなんですが、前もってきれいに整頓、整理して農振除外をしたほうがいいんじゃないかということなんですが、私もそれに対して同感です。

前の副市長と意見交換をしたいきさつもあります。そのいきさつを今現在振り返ってみますと、その時点ちょうど栄地区の工業団地の開発を行おうとしている最中でした。私は、栄地区の工業団地を造るに当たって、塚野目工業団地に入っている工場関係の会社関係の社長さんたちがどうしてもこっちを延長してもらいたいんだという願いを、あくまでも交換会ですが、話をしていただけでございます。私は、むしろ工業団地を広くするなら塚野目工業団地をしたほうが経済効果も発生するのではないかという話をしたんですが、その当時副市長と市長は平等という言葉を出しましたので、私はそれに逆らうことはできませんでした。今振り返ってみれば、その時点でやっておけば渡邊委員さんが言われることがなくなるのではないかなと思っています。そういうことで、また清野委員さんは地元であり、やっぱりこういう変形的な造成はちょっとおかしいのではないかという話も出てくるのではないかなと思っています。

実際私の耳にも入っております。野崎忠五郎商店については本来なら道路を挟んで東側のほうへ農地を求めたかったんですが、そこは農振許可絶対無理なんだということで、できるんだら中越運送の南側でしょうということになって、どっちみち野崎忠五郎商店は中越運送と取引しているものだから、中越運送の近くに向かい合って、農振除外していきたいということが私の耳に入ってきました。

そういうことで、皆さんいろいろ意見はございましょうが、私この内容について皆さんからやはりいろんな意見を出していただきたいなと思っていたところです。本当に2名の方からそれにちなんだ意見が出ましたことに対してありがたく思っているわけでございます。これからは農振除外というものについてやはりきちっと計画を持ってやっていかなければならないんじゃないかなと思っています。私は考えておりますので、どうか皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

12番、廣川です。休憩をお願いいたします。

議長（野崎会長）

はい、休憩。

（午前10時17分から午前10時42分まで休憩）

議長（野崎会長）

会議を再開いたします。

意見ございましたら。

藤田委員、お願いいたします。

16番（藤田吉則委員）

これ先回の話どおり、農林課のほうの農振除外のルールにははまっていると、こういうお話でしたので、私としては別にこれに対して異議申し上げる理由はないんじゃないかなと、こういう判断です。

以上です。

議長（野崎会長）

廣川委員、何か。

12番（廣川哲也委員）

ありません。異議ございません。

議長（野崎会長）

はい、分かりました。じゃ、先へ進めさせていただきます。

発言がないようですので、お諮りをしたいと思います。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は自席へお戻りください。どうも御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を農政対策部会長より報告をお願いいたします。

農政対策部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

原田勝委員。

農政対策部会長（10番原田 勝委員）

11月の総会で付託を受けました『令和3年度農作業賃金・機械作業料金について』、12月25日開催の総会において農政対策部会の素案に対し皆様から意見等を募集いただきましたが、期限の1月8日までに意見がなかったことから、当初の素案を原案とし、文書協議により決定とさせていただきました。

それでは、お手元の配付してあります令和3年度農作業賃金及び機械作業料金等の標準額の資料を御覧願います。まず、裏面にあります令和2年度の近隣市町の農作業賃金及び機械作業料金標準額を御覧ください。近隣の標準額と比べますと、三条市は各作業料金とも高めに設定されています。これら近隣の状況や物価の動向などから、前年度同

額が妥当であると判断し、表面の標準額といたしました。消費税の表記方法については、昨年と同様に消費税込みの表示といたしました。この標準額は、あくまでも参考にお示しするものでありまして、圃場の条件などを考慮し、双方の話し合いで決めてもらうことが基本であります。

続きまして、お手元に配付してあります令和2年三条市賃借料情報を御覧ください。こちらは、令和2年1月から令和2年12月までの1年間に締結された賃借契約をまとめたものでございます。令和2年に利用権設定された金納の平均締結額の傾向といたしましては、前年との比較で三条地域で900円、栄地域で1,500円下がっており、下田地域においては200円上がっております。

以上、農政対策部会からの報告でございます。よろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら発言をいただきたいと思っております。

しばらくにして御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第8号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。2月24日午前9時より厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は26日午前9時半開会を予定しておりますので、よろしく申し上げます。



それでは、長時間にわたって御審議をいただきましてありがとうございました。  
以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 6 番）

---

議事録署名委員（ 1 3 番）

---